

## 岩国市認知症カフェ運営事業の補助について

「認知症カフェ」は、認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら情報を交換し、お互いの理解を深めることができる場所です。岩国市では、社会福祉事業所やNPO法人、有志のグループなどにより運営される認知症カフェについて、その運営費の一部を補助しています。

### 1 補助対象事業について

認知症カフェにおける集いの場を開催する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 市内に居住する認知症の人等を対象としているもの
- (2) 月1回以上認知症カフェを開催するもの
- (3) 認知症の相談及び支援に応ずることができる者として保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士若しくは作業療法士の資格を持つ者、認知症介護指導者養成研修又は認知症介護実践リーダー研修を修了した者を月1回以上配置するもの
- (4) 認知症カフェの企画運営に認知症地域支援推進員が関わっているもの
- (5) 岩国市地域包括支援センターによる活動支援又は市長が適当と認める研修を年1回以上受けている者が開催するもの
- (6) 認知症カフェにおいて宗教的又は政治的活動を行わないもの
- (7) その他法令及び公序良俗に反しない活動内容であるもの

### 2 補助対象経費について

事業を実施するために必要な経費であって、以下の表に掲げるものとします。

項目	経費の内容
報償費	外部から招く講師等への謝礼金
旅費	外部から招く講師等の交通費
需用費	消耗品費(材料費、教材費、資料代等)、燃料費、光熱水費、印刷製本費及び修繕費
役務費	通信費、広告料、手数料及び保険料
使用料・賃借料	賃借料、会場使用料及び機材の借上費
備品購入費	備品の購入費
その他	その他補助対象事業を実施するために必要不可欠であると認められるものの購入等の経費

### 3 補助金の額

補助の対象となる経費の合計額から利用者負担金その他収入額を除いた額とします。

(1)最初に補助申請を行った年度においては、1団体当たり 18 万円を上限とします。

(2)次年度以降は、15 万円を上限とします。

※年度途中に交付決定したときの補助金の額は、上限額を 12 で除して算出した月割金額に補助対象事業を実施する月数を乗じて算出した額を上限とします。

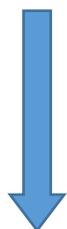
### 4 問い合わせ・書類の提出先

岩国市役所 高齢者支援課

電話：0827-29-2566 FAX：0827-22-0928

## 補助金の申請から交付までの流れ

交付申請



審査



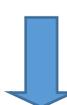
交付決定



実績報告



確定



請求



補助金の交付

### 【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 実施計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 認知症カフェに係る情報の公表に関する同意書
- ⑤ 団体構成員名簿
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

市から「補助金交付決定通知書」又は  
「補助金交付不決定通知書」にて通知

### ★市の交付決定後、補助事業を変更・廃止・休止する場合、以下の書類を提出

#### (1) 事業内容を変更する場合

- ① 変更申請書（様式第 6 号）
- ② 変更計画書（様式第 2 号）
- ③ 変更収支予算書（様式第 3 号）
- ④ その他市長が必要と認める書類

※申請時に添付した書類の内容に変更がある場合、変更後の書類を添付

#### (2) 事業を廃止・休止とする場合

- ① 廃止（休止）届出書（様式第 7 号）

★年度最後の認知症カフェを開催後、速やかに提出

### 【提出書類】

- ① 実績報告書（様式第 8 号）
- ② 収支決算書（様式第 9 号）
- ③ 日程、参加人員、記録写真等活動実績を明らかにする資料
- ④ その他市長が必要と認める書類

市から「補助金確定通知書」にて通知

### 【提出書類】

- ① 補助金請求書（様式第 11 号）